

放送法第20条第2項第2号の業務の基準の 変更の認可申請に対する総務省の考え方

1 経緯

平成23年10月27日、日本放送協会（以下「NHK」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第2項第2号の業務の基準（以下「実施基準」という。）の変更についての認可申請があった。本申請に対する総務省の現時点の考え方は以下のとおりである。

2 申請内容

別添のとおり。

3 審査の考え方

実施基準の変更の認可申請に対し、総務省は、①利用者利益の確保、②公共放送を担うNHKとしての業務としての適性の確保、③受信料を財源とする業務範囲の適正の確保、の観点から別紙の「考え方」に基づき、審査を行った。

4 審査結果

（1）実施基準「第1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの」の変更の認可申請について

【変更の概要】

「4. 既放送番組等の提供期間」に関して、「放送番組の終了後1か月程度」を基本とする既放送番組等の提供期間の例外として、NHKが適宜提供を行うものと定められている「我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、または歴史上特に重要な事実を記録したものであって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するもの」について、本年3月に発生した東日本大震災の教訓等を踏まえ、「防災に役立つもの」を追加するものである。

【現時点での総務省の考え方】

「防災に役立つもの」を専ら受信料を財源として適宜提供することは、公共放送の果たすべき役割との関係でも妥当であり、別紙の「考え方」との関係でも、3. の「無料業務の範囲」に係る「規模や態様」の明確性にも影響を及ぼさないと考えられることから、妥当と認められる。

（2）実施基準「第2 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）」の変更の認可申請について（以下、該当箇所は現行基準の該当箇所を示す。）

①「3. サービスの種類」に係る変更について

【変更の概要】

現行の実施基準において「放送後1週間程度」とされていた「見逃し番組サービス」の配信期間について、権利者との調整が進んだこと、利用者からの配信期間延長の要望が強いこと等を踏まえ、「1～3週間程度のあらかじめ定めた期間」とするものである。また、配信期間について、NHKのホームページにおいて明示することとしている。

【現時点での総務省の考え方】

当該変更は、「考え方」1. ①「提供するサービスの内容が適正かつ明確に定められていること」を損なうものではなく、また、2. (1)の「民間競争事業者との公正競争の確保」との関係でも特段問題ないものと考えられることから、適当と認められる。

②「4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応」に係る変更について

【変更の概要】

a) NHKが「直接提供する形態」と「プラットフォーム事業者を介して提供する形態」の関係

現行の実施基準において、ケーブルテレビ事業者等のプラットフォーム事業者を介して提供する形態について例外的なものとする規定振りとされているものについて、そうした提供形態が当初の想定よりも拡大している実態を踏まえ、NHK自身が直接提供する形態と並列的な規定振りに変更するものである。

b) 「プラットフォーム事業者」の定義の変更

「プラットフォーム事業者」の定義に関して、ケーブルテレビサービス等、「本サービス提供の基礎となる基本サービスを締結し、または締結の予定がある者」の要件を廃止するものである。これにより、ケーブルテレビ事業者だけでなく、統括事業者(MSO)等にプラットフォーム事業者の範囲を拡大するものである。

c) その他

a) の変更にともない、「7. 利用規約の作成」及び「8. 個人情報保護について」において、所要の変更を行うこととしている。

【現時点での総務省の考え方】

a) 及びc) について

当該変更は、「考え方」2. (2)「プラットフォーム事業者との適正な関係の確保」との関係で、何ら実質的な変更をもたらすものではないと考えられることから、適当と認められる。

b) について

MSO等、多様な事業者にプラットフォーム事業者の範囲を拡大することは、「考え方」1. の「利用者利益の確保」、2. (2)「プラットフォーム事業者との適正な関係の確保」との関係で特段問題ないと考えられることから、適当と認められる。

③「５．提供端末」に係る変更について

【変更の概要】

現行の実施基準において、サービスの対象とする端末機器について、「パーソナルコンピュータ、テレビジョン受信機およびセットトップボックス」とされているところ、スマートホン等、利用可能な端末の多様化を踏まえ、「電子機器であって、協会がその普及の程度および負担することとなる費用を勘案しつつ定めるもの」と一般化し、その具体的要件について、NHKのホームページにおいて明示することとするものである。

【現時点での総務省の考え方】

利用可能な端末の具体的要件をNHKのホームページにおいて明示することとしていることから、当該変更は、「考え方」１．②「サービスを利用するために必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること」を損なうものではなく、適当と認められる。

④「９．利用料金の考え方」に係る変更について

【変更の概要】

現行の実施基準においては、

ア) 利用料金収入の推計調査に基づき、利用料金収入総額が最大となる料額を算定し、他事業者の平均的な料金水準に比して不当に低くならないことを加味した「中心料金」を設定、なお、「中心料金」は複数年度の事業期間中、事業収支が相償するものであること、

イ) 「中心料金」を基準として、番組の長さ、市場性を考慮したランク、画質に応じて、「単品」や「月額見放題パック」の料額を定めた料金表を作成、

ウ) 料金表の適用後６か月以上にわたり、利用料金収入が推計調査の結果に比して大幅に低い水準にあり、かつ利用実績その他の指標に照らしてこれを改定することにより収入の増加が見込まれるときは必要な改定を実施、

エ) 個々のパック料金について、３０％を超えない範囲で割引率・料額を設定。シリーズ番組のうちの一部の番組については、当該シリーズ全体の増収が見込まれる場合は、無料又は著しく低い料額設定や３０％を超えるパック割引率を設定可能とするが、その提供本数は年度総提供本数の５％以下、

といった手順により、料金が決定されているところ、

a) 「中心料金」の概念を廃止し、番組の長さ、市場性を考慮したランク、画質に応じて料金表を作成、

b) 料金表の作成にあたっては、「できる限り収入総額の増加に寄与すると認めるものであること」及び「同種の規模、態様により放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し、不当に低額にならないと認めるものであること」を考慮、

c) 利用料金収入が大幅に低い水準であることその他の事情により、「できる限り収入

総額の増加に寄与すると認めるもの」でなくなった場合、必要に応じて料金表の変更を実施、

d) 個々のパック割引率に関し、現行の実施基準に定められる30%の上限を廃止し、料金表に別途定める割引率上限の範囲内でその都度設定することとし、シリーズ番組のうちの一部の番組に係る規定は廃止、することとするものである。

【現時点での総務省の考え方】

a) ～ c) について

「中心料金」は、料金表作成の基準として、本サービス開始前に実施された推計調査に基づいて設定されたものである。サービス開始当初の料金表については、「中心料金」に基づいて定められたが、その後、利用の実態等を踏まえて、数次の料金表改定が実施された結果、現在の料金表は「中心料金」と乖離したものとなっており、「中心料金」の概念は、その役割を終えたものと考えられる。

また、「利用料金収入が最大となること」、「他事業者の料金水準より不当に低くないこと」及び「事業収支相償」という「中心料金」の3要素は、変更後の料金表の作成にあたって適用される要件として維持することとされており（注：「事業収支相償」については、料金表の要件そのものとしては定められていないが、新設規定である「13. 番組アーカイブ業務の事業計画の策定」において、「番組アーカイブ業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。」と規定されている。）、「考え方」1. 利用者利益の確保④「利用料金の額の算出方法の考え方が適正かつ明確に定められていること。」、2. (1) 民間競合事業者との公正競争の確保①の「利用料金について民間競合事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること。」及び2. (3) 放送法上求められる事項③の「番組アーカイブ業務を行うに当たって営利を目的とするものでないこと。」を損なうものではないと考えられる。

以上のことから、当該変更は、適当と認められる。

d) について

新たな割引率の上限については、「利用料金収入の最大化」、「他事業者の料金水準より不当に低くない」及び「事業収支相償」といった要素を勘案して設定される料金表に定めることとされていることから、上記の「考え方」各項目に照らして適当と認められる。

ただし、実質的には割引率に係る明確な上限値を廃止するものであることから、NHKにおいて、その運用にあたっては、現行の実施基準15. ②に定めるように、「外部事業者から寄せられた意見・苦情等については外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じる」等、適切な対応を行うことが求められる。

⑤「利用促進目的の料金の特例」の規定の新設について

【変更の概要】

本規定は、サービスの利用促進のため、「ア．利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと」、「イ．同種のサービスを提供する他事業者による類似の措置に比し、適切なものであること」、「ウ．公共放送に対する信頼を損なわないものであること」、の3つの条件を満たすものに限り、「ア．利用料金を一時的に減額または無料とする措置」、「イ．本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与し、または付与させる措置」を行うこととするものである。

【現時点での総務省の考え方】

一時的なものあるいはサービスの一部を対象とするものであり、また、3条件が付されていることから、「考え方」1．⑤「サービスの提供に関し、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」及び2．(1)①「利用料金について民間競争事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること」に照らして適当と認められる。

⑥「10. 区分経理」に係る変更について

【変更の概要】

現行の実施基準において、番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用のうち、「既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等」については、『見逃し番組サービス』に係る経費はその全額を、『特選ライブラリー番組サービス』に係る経費は、提供番組数の実績に応じて「それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦することを規定しているところ、「見逃し番組サービス」で提供する番組の二次利用といった当初想定していなかった状況変化を踏まえ、「見逃し番組サービス」に係るものについても、「提供番組数の実績に応じて」番組アーカイブ業務勘定に配賦するとするものである。

【現時点での総務省の考え方】

「考え方」2．(3)②「番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理するものであること」に照らし、状況変化を踏まえて、会計処理の適正性を維持するための改正であることから、適当と認められる。

⑦「番組アーカイブ業務の事業計画の策定」の規定の新設について

【変更の概要】

本規定は、番組アーカイブ業務の事業計画について、「単年度または複数年度の計画期

間において収支相償する」事業計画を策定することを規定するものである。

【現時点での総務省の考え方】

当該変更は、NHKが番組アーカイブ業務に関する事業計画を策定することを明確化するものであり、透明性を確保する観点から、適当と認められる。

1. 利用者利益の確保

- ①提供するサービスの内容が適正かつ明確に定められていること。
- ②サービスを利用するために必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること。
- ③サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、NHK及び利用者の責任などに関する事項について利用規約を作成する等、サービスの提供条件を利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること。
- ④利用料金の額の算出方法の考え方が適正かつ明確に定められていること。
- ⑤サービスの提供に関し、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ⑥利用者の個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものであること。
- ⑦利用者の意見・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講ずるものであること。

2. 公共放送を担うNHKとしての業務としての適正の確保

(1) 民間競合事業者との公正競争の確保

- ①利用料金について民間競合事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること。
- ②NHKの既放送番組等を番組アーカイブ業務において使用する際の条件が、他の事業者が使用する際の条件に比して不当に差別的でないこと。
- ③番組アーカイブ業務に係る営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適切な方法により行われるものであること。
- ④民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること。

(2) プラットフォーム事業者との適正な関係の確保

- ①特定のプラットフォーム事業者に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ②プラットフォーム事業者及びNHKの責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。
- ③プラットフォーム事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること。

(3) 放送法上求められる事項

- ①番組アーカイブ業務に係る経理は、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものであること。
- ②番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理するものであること。
- ③番組アーカイブ業務を行うに当たって営利を目的とするものでないこと

3. 受信料を財源とする業務範囲の適正の確保

- ・無料業務の範囲について、規模や態様が適正かつ明確に定められていること。